

市政情報

青垣・山南地域の 戸別受信機を交換します



市では、青垣・山南地域にお住まいの各ご家庭および事業所等に設置されている防災行政無線の戸別受信機を新機種に更新します。

戸別受信機の設置が速やかに行えるようみなさんのご協力をお願いします。

- 対象世帯 / 青垣・山南地域の戸別受信機交換申請書を提出されたご家庭および事業所等
- 更新時期 / 6月下旬～11月

☎ 防災対策室 (氷上庁舎内) ☎ 82 - 0250

7月は“社会を明るくする運動”強調月間です

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、力を合わせて、犯罪のない明るい社会を築こうとする運動です。

近所の人とのあいさつや家族の会話を増やすことも犯罪や非行をなくす第一歩。できることから始めましょう。



7月1日施行 「丹波市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例」

現在、市内には、多くの空き家があり、その数は年々増加傾向にあります。

市では、「規制」と「活用」の両面から総合的な推進を図るために、「丹波市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例」を7月1日から施行します。

空き家等の適正管理を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止するとともに、地域資源として有効な利活用を促進するために必要な事項を定め、安全で安心なまちづくりを進めます。

条例ココがポイント！

▶ 市の責務、所有者等の義務、自治会及び市民等の役割を定め、相互に連携・協力して取り組むことを明確にしました。

▶ 空き家等の対策は、基本的に所有者が対応すべきものですが、管理不全となり崩壊等により市民生活や環境に影響が出るおそれがある場合があります。管理不全の場合は、指導・助言・勧告・命令・公表・代執行とそれぞれ状況に応じて行政処分を行うこととなります。

☎ 生活安全課 (氷上庁舎内) ☎ 82 - 1532

キーワードは、空き家の適正管理と有効活用



「丹波市暴力団対策基金」への募金のお願い

暴力団のいない安全で安心な暮らしの実現に向けて、市では、暴力団対策基金を設置しました。

市民総ぐるみで暴力団排除活動の取り組みを進めるために、自治会の協力を得て、広く市民のみなさんにこの基金への募金をお願いする予定です。

●基金は何に使われるの？

市民団体等が行う暴力団排除の活動を支援します。

例えば…

- 暴力団事務所を排除するための活動費用
- 暴力団事務所を撤去するための訴訟費用
- 暴力団事務所の買い取り後の改修費用

●寄付金の額はいくらから？

ワンコインなど、いくらでも結構です。募金の性質から、強制ではありません。

☎ 生活安全課 (氷上庁舎内) ☎ 82 - 1532

市民総ぐるみで暴力団を排除しよう！

夏休み特別展 「海洋堂ジオラマワールド」



©KAIYODO

世界的なフィギュアメーカー「海洋堂」の新作恐竜「ボックスジオラマ」を多数展示し、恐竜が生きていた時代を再現します。そのほか、多彩で精巧な恐竜フィギュアや恐竜造形作家荒木一成氏の作品も展示します。

- とき / 7月12日(土)～8月31日(日)
- ところ / 丹波竜化石工房「ちーたんの館」

▶ ワークショップ in 「ちーたんの館」

●恐竜造形作家荒木一成氏の恐竜復元模型づくり体験

■とき / 7月19日(土)

●画家小田隆氏の恐竜復元画体験

■とき / 8月17日(日)

☎ 丹波竜化石工房「ちーたんの館」

☎ 77 - 1887

ジオラマで恐竜たちが生きた時代を再現

なくそう！いじめ・暴力 標語・ポスターを募集します！

「いじめ・暴力ゼロ市民運動」の一環として、いじめ・暴力防止に向けて、標語・ポスターを募集します。



■部門 / ①標語…小学生の部・中学生の部・一般の部 ②ポスター…小学生の部・中学生の部

■応募期間 / 9月12日(金) 必着

■提出先 / 各小中学校または学校いじめゼロ支援チーム

■提出方法 / 郵送。標語はEメール可 〒669-3198 山南町谷川1110

丹波市教育委員会学校いじめゼロ支援チーム E-mail kyouiku-gakkoukyouiku@city.tamba.hyogo.jp

☎ 学校いじめゼロ支援チーム (山南庁舎学校教育課内) ☎ 70 - 0811

本人通知制度をご利用ください

本人通知制度とは、住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、本人に対して、証明書を交付した事実を通知する制度です。不正請求や不正取得による人権侵害などを抑制することができます。

●本人通知制度の流れ



①本人通知を希望する場合は、事前に登録②第三者等が証明書の交付申請③住民票等の証明書を交付④証明書を交付した事実を登録者に通知

- 登録できる方 / 市内に住民登録・本籍がある方
- 通知対象となる証明書 / ①住民票の写し②戸籍の附票の写し③住民票記載事項証明④戸籍謄抄本⑤戸籍記載事項証明 <除票及び除籍等を含む>
- 通知の内容 / 証明書の交付年月日、交付した証明書の種別・交付枚数、交付請求者の種別(交付請求者の氏名などの通知はできません)。
- 登録期間 / 登録日から3年間(更新可)

☎ 市民課 (氷上庁舎内) ☎ 82 - 2002

